

経済学部A方式Ⅱ日程・社会学部A方式Ⅱ日程  
スポーツ健康学部A方式

**3 限 選 択 科 目 (60 分)**

科 目	ペー ジ	科 目	ペー ジ
政治・経済	2~18	日本史	20~35
世界史	36~51	地理	52~60
数学	62~67		

**〈注意事項〉**

- 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。  
一度選択した科目の変更は一切認めない。
- 数学は以下の注意事項に従うこと。
  - 解答用紙の所定欄の受験学部を○で囲むこと。
  - 解答はおもて面と裏面の所定の位置に、上下の方向に気をつけて記入すること。
  - 解答を導く途中経過も書くこと。
  - その他、解答用紙に記載された指示にしたがい解答すること(この指示どおりでない場合は採点の対象としない)。
  - 定規、コンパス、電卓の使用は認めない。
- マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

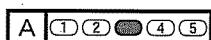
**マークシート解答方法についての注意**

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

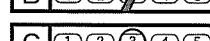
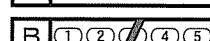
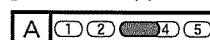
**記入上の注意**

- 記入例      解答を3にマークする場合。

- (1) 正しいマークの例



- (2) 悪いマークの例



} 枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

- 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
- 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
- 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

- 問題冊子のページを切り離さないこと。

# (政 治・経 済)

[I] 次の[1], [2], [3]の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

[1]

現在の国際社会には、190をこえる主権国家が存在する。主権とは、対内的にはその領土と国民を統治する最高権力を指し、また**対外的には他国からの如何なる干渉にも対抗し、排除する権利**を指している。主権概念自体の形成は、16世紀末のフランスの思想家 ① による著書『②』で既に試みられていたが、ヨーロッパ国際関係の歴史においてこの主権が実現する一つの契機となったのは、中世後期ヨーロッパで発生した ③ と呼ばれる宗教戦争の終結を受けたウェストファリア条約(④ 年)であった。その後、ヨーロッパ諸国による世界の植民地化、それに続く脱植民地化の過程を経て、現在の主権国家を中心とする主権国家体系が形成されるに至った。

問1 文中の空欄 ① ~ ④ を埋める語句・数字としてもともと適切なものを次のア～タの中から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ア 1678      | イ 戰争と平和の法  |
| ウ バラ戦争      | エ リヴィアイアサン |
| オ 国富論       | カ ルソー      |
| キ ボダン(ボーダン) | ク 1648     |
| ケ 三十年戦争     | コ 1684     |
| サ 新教徒革命     | シ 1625     |
| ス 国家論       | セ ロック      |
| ソ 南北戦争      | タ ホップズ     |

問2 文中の下線部(a)主権国家に関連して、次の文章ア～エから正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 主権の及ぶ範囲は、大気圏を超えた宇宙空間だけでなく、領海の外に延長した接続水域や排他的経済水域を含む。
- イ 接続水域とは、沿岸国が通関や出入国管理、衛生などのために基線から200海里に管轄権を延長して行使することが認められている水域である。
- ウ 1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」により、新たに接続水域や排他的経済水域が定義され、従来「領海外」とされてきた公海の概念が大きく変化した。
- エ 主権国家の領域を構成する領空は、航行の安全を確保するため、航空機は当該国家の許可を得ないで飛行できる点で、領土や領海とは異なる。

問3 文中の下線部(b)に關連して、各国の主権を尊重し、他国の国内政治には関与しない、という国際社会における基本原則を表現する用語として正しい選択肢を次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 平和五原則 イ 単独行動主義  
ウ ノン＝ルフルマンの原則 エ 内政不干渉

問4 文中の下線部(c)ウェストファリア条約に關連して、次の文章ア～エから正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 宗教戦争はルネサンス文化の発端となったイタリアを中心として発生し、その後欧州各国が介入することで大規模化した。したがって、講和条約はイタリア北部のウェストファリアで締結された。
- イ プロイセンはアルザス地方と、ローヌ地方の一部を獲得した。
- ウ 条約締結により新たにカルヴァン派が公認された。
- エ 条約はスイスとスウェーデンの独立を正式に承認した。

## 政治・経済

[2]

分権的秩序を特徴とする主権国家体系では、国家間で発生する問題を強制的に裁定する上位権力は存在しない。近代ヨーロッパでは、このような言わば「無政府状態」に由来する国際社会の不安定性に対処する方策として、同盟を基礎とする勢力均衡が形成された。勢力均衡は、対立する勢力間の均衡を維持することで、国際社会の安定を達成することを目的としたが、勢力間の軍事力の拡張、同盟関係の固定化から、第一次大戦の発生を防ぐことはできなかった。<sup>(d)</sup>そこで国際社会は、<sup>(e)</sup>1928年に署名された「戦争放棄に関する条約(不戦条約)」によって、<sup>(f)</sup>国際紛争の解決の手段としての戦争を一般的に違法化するとともに、国際連盟を中心とした集団安全保障体制を形成することで、<sup>(g)</sup>第一次大戦のような惨禍を防ごうと試みた。

問5 文中の下線部(d)勢力間の軍事力の拡張に関連して、「ある国が自国の安全の確保を目的として軍備力の拡大を行うと、攻撃の意図はなくとも他の国にとっては脅威と映り、対抗的な軍拡を生むことで、結果的にどの国も安全を確保できない」、という国際協調の難しさを表現する用語として正しいものを次の選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

ア 安全保障のジレンマ

イ 恐怖の均衡

ウ 権力政治

エ 相互確証破壊

問6 文中の下線部(e)第一次大戦に関連して、第一次大戦の主要な対立軸となつた三国協商と三国同盟の組み合わせとして正しいものを次の選択肢ア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 三国協商：イギリス・フランス・ドイツ、三国同盟：ロシア・オーストリア・イタリア
- イ 三国協商：ドイツ・オーストリア・イタリア、三国同盟：イギリス・フランス・ロシア
- ウ 三国協商：ロシア・イギリス・オーストリア、三国同盟：イタリア・ドイツ・フランス
- エ 三国協商：イギリス・フランス・ロシア、三国同盟：ドイツ・オーストリア・イタリア
- オ 三国協商：イタリア・イギリス・ドイツ、三国同盟：フランス・オーストリア・ロシア

問7 文中の下線部(f)戦争放棄に関する条約(不戦条約)に関連して、次の文章ア～エから正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 締約国は、国際紛争の解決のために戦争に訴えることを非とし、違反国には経済・軍事両面を含む制裁措置が課されることが明記された。
- イ ベルリンで調印された戦争放棄に関する条約であり、提案者の米国国務長官フランク・ケロッグと独外相アスティード・ブリアンの名前からケロッグ＝ブリアン協定ともいわれる。
- ウ 国際紛争を平和的手段により解決することを明記する一方で、各国の固有の権利としての自衛権は認められた。
- エ 第一次大戦後に合意された国際連盟規約では、主要国の対立により戦争違法化は規定されなかつたため、本条約が不戦を規定する機能を代替した。

## 政治・経済

問8 文中の下線部(g)集団安全保障体制に関連する以下のア～ウの記述のうち、  
正しいものには解答欄のaに、誤っているものには解答欄のbにそれぞれマークせよ。

- ア 戦争を違法化した上で、対立関係にある国家も含めて、関係国すべてがこの安全保障体制に参加し、平和を乱す国家がある場合には、他の構成国すべてが協力して違反国に制裁を課す。
- イ 國際連合における集団安全保障体制の下では、構成国は自衛権の行使も含めた全ての戦争が違法とされ、国際の安全を維持する組織として国連軍が創設された。
- ウ 集団安全保障体制に基づく制裁が実施された事例として、2003年に発生したイラク戦争が挙げられる。この戦争では、イラクによる大量破壊兵器保有を理由として、国連安全保障理事会は全会一致でイラクに対する武力行使を承認した。

[3]

第一次・第二次大戦後にそれぞれ創設された国際連盟・国際連合(国連)は、国際社会の無政府状態に由来する不安定性を集権的に管理しようとする試みであった。それは、⑤を撤廃し、自由な諸国家を基礎とする国際法・国際連合こそ永久平和への道であると説いた18世紀後期の哲学者⑥の思想に通ずるものであった。1945年10月に原加盟国⑦カ国で成立した国連は、常任理事国⑧ヶ国、非常任理事国⑨ヶ国で構成され、常任理事国は、重要事項(=実質事項)について⑩を有する。この結果、大国の利害が対立する問題について国連はしばしば機能麻痺に陥ることとなったが、冷戦終了後、イラクのクウェート侵攻に端を発する⑪を代表に、安保理決議に基づく軍事行動も行われている。また、1990年代に発生した地域紛争に伴う甚大な人権侵害から人々を保護するため、人道的介入という形で他国に対して軍事的に介入することの正当化の議論も試みられており、従来の主権の概念にも変化がみられる。

問9 文中の空欄 ⑤ ~ ⑪ を埋める語句・数字としでもっとも適切なものを次のア～ナの中から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |           |          |        |
|-----------|----------|--------|
| ア 51      | イ 常備軍    | ウ 193  |
| エ サン＝ピエール | オ 5      | カ 42   |
| キ 法的拘束力   | ク 自衛権    | ケ 核兵器  |
| コ 第一次中東戦争 | サ 既得権    | シ 15   |
| ス 20      | セ 4      | ソ 湾岸戦争 |
| タ 拒否権     | チ グロティウス | ツ カント  |
| テ 8       | ト アラブの春  | ナ 10   |

問10 文中の下線部(h)国際連盟・国際連合(国連)に関連して、次の文章ア～エから正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 國際連盟は第一次大戦の慘禍を繰り返さないために、 ウィルソン米大統領が提唱した大西洋憲章をもとに、 1919年に「國際連盟規約」が作成され、 1920年に正式に発足した。
- イ 國際連盟では、 総会・理事会ともに全会一致制を採用し、 加盟国一ヵ国でも採決に反対した場合には、 意思決定ができない仕組みとなっていた。一方で國際連合では、 意思決定を迅速に行うため、 総会での意思決定は多数決制とし、 安全保障上の重要事項のみに関して、 常任理事国・非常任理事国による全会一致制が採用された。
- ウ 國際連合の特徴的な点として、 平和の破壊または威嚇に対して、 経済制裁とともに、 軍事的強制措置をとることが可能となった点が挙げられる。
- エ 國際連盟の設立には米国が果たした役割が大きいが、 その当時のアメリカは孤立主義(モンロー主義)を採用しており、 議会の反対によって國際連盟には不参加となった。したがって、 國際連盟成立時の常任理事国は、 イギリス、 フランス、 イタリア、 日本、 ソ連の5ヶ国であった。

## 政治・経済

問11 文中の下線部(i)人道的介入に関連して、冷戦後に発生した地域紛争を中心  
に深刻な人道危機に際し、「当事国政府がその発生を防ぐ意思・能力を持た  
ない場合には、国際社会がその任務を代替する必要がある」、という国家主  
権への介入を正当化する議論として正しいものを次の選択肢ア～エから一つ  
選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて誤っている場合は「オ」を解答  
欄にマークせよ。

ア 保護する責任

イ 「平和のための結集」決議

ウ 人間の安全保障

エ 平和維持活動

[Ⅱ] 以下の[i][ii]の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

[i]

1601年、囲い込み運動等により発生した貧民・浮浪者対策として、[A]がイギリスで制定された。これにより、労働能力のある者は強制的に労働を課される一方、労働能力のない者は教区で保護されることとなった。このため、[A]は世界最初の公的扶助制度と言われることもある。

(1) 19世紀になると、イギリスでは資本主義の発展に伴って貧困等の社会問題が深刻化する。これを受けて、救貧制度の改革と共に、キリスト教倫理に基づく民間の慈善活動が活発化し、これを組織化する形で[B]が誕生した。

19世紀後半から20世紀初頭になると、[1]夫妻によって[C]の理念が提唱されるようになる。国家が保障すべき国民の最低生活の水準を意味する[C]は、1942年に[2]が発表した『社会保険と関連サービス』、いわゆる[2]報告の中で、初めて具体的な政策概念として使用されることとなる。(2)以降、この理念はイギリス福祉国家を支える最も重要な理念の一つとなっていく。

[C]は、日本においては憲法第[D]条に定める生存権において具體化されていると言われることがあるが、その法的解釈をめぐっては論争がある。生存権の法的性格をめぐる代表的解釈としては、[E]説と[F]説を挙げることができる。[E]説においては、憲法第[D]条は国家の努力目標であり、その時々の財政事情によって法律上の保障内容が与えられるものであるとされ、個々の国民の生存権は法律制定や給付を請求できる具体的権利ではない。これに対して、[F]説では、憲法第[D]条の生存権規定は、個人に対して具体的な権利内容を定めたものであり、裁判規範性を有するとみなされる。

この憲法第[D]条の法的解釈をめぐって争われた代表的な裁判に、1957年に始まった[3]訴訟を挙げることができる。[3]訴訟は、別名「人間裁判」とも呼ばれ、生活保護基準の妥当性や憲法第[D]条の生存権保障の在り方について再考を迫るものであった。

## 政治・経済

問1 文中の空欄  ~  に入るもっとも適切な語句を、次の語

群ア～カからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |       |            |
|-------|------------|
| ア 救護法 | イ 労働者救済法   |
| ウ CSR | エ COS      |
| オ CSV | カ エリザベス救貧法 |

問2 文中の空欄  ~  に入るもっとも適切な人名を、次の語

群ア～カからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |          |          |
|----------|----------|
| ア マルサス   | イ マルクス   |
| ウ ベヴァリッジ | エ タウンゼント |
| オ ウェップ   | カ ケインズ   |

問3 文中の空欄  に入るもっとも適切な語句を、次の語群ア～エから

一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ア セーフティ・ネット   | イ ナショナル・ミニマム |
| ウ ミニマム・スタンダード | エ シビル・ミニマム   |

問4 文中の空欄  に入るもっとも適切な数字を、ア～オから一つ選び、

その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 9 イ 13 ウ 14 エ 24 オ 25

問5 文中の空欄  ~  に入るもっとも適切な語句を、次の語

群ア～カからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |           |         |
|-----------|---------|
| ア 法的権利    | イ 具体的権利 |
| ウ 形式的権利   | エ 努力規定  |
| オ プログラム規定 | カ 保障規定  |

問6 文中の空欄  に入るもっとも適切な人名を、次の語群ア～オから

一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 堀木 イ 中嶋 ウ 加藤 エ 朝日 オ 林

問7 文中の下線部(1)公的扶助に関連して、次の文章ア～エから誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 公的扶助とは、生活困窮者に対して最低限の生活を国が保障するしくみのことを指す。
- イ 公的扶助とは、生活上の困窮や不安をもたらす疾病、老齢、障害、失業などに対して、一定の給付を行う公的保険制度のことを指す。
- ウ 日本の公的扶助である生活保護法には、生活扶助、生業扶助、医療扶助、教育扶助、住宅扶助、出産扶助、葬祭扶助、介護扶助の8つの扶助が規定されている。
- エ 日本の公的扶助である生活保護法では、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている。

問8 文中の下線部(2) 2 報告に関連して、次の文章ア～エから誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア この報告書は、第二次世界大戦中のチャーチル内閣時に提出された。
- イ この報告書に基づき、具体的な政策が実施されたのは第二次世界大戦後のアトリー内閣のもとであった。
- ウ この報告書では、全国民を対象とし、その全生涯の生活保障を目標とする包括的な社会保障プログラムが提案され、「ゆりかごから墓場まで」というスローガンで知られるようになった。
- エ この報告書に基づき、第二次世界大戦後のイギリスにて、疾病に関する世界初の社会保険制度である疾病保険法が施行された。

## 政治・経済

[ ii ]

日本では G 年に国民皆年金が実現した。公的年金制度は、国と日本年金機構が運営しており、日本に暮らす H 歳以上 I 歳未満のすべての人に加入義務がある。現在、老齢年金の支給開始年齢は原則 J 歳である。<sup>(3)</sup> 年金制度の運営方法は、大きくわけて賦課方式と積立方式があり、日本では両者の混合である修正積立方式がとられてきたが、次第に賦課方式に移行しつつある。

日本の年金制度は、H 歳以上 I 歳未満のすべての人が加入する ① と、民間企業の被雇用者を対象とする ② 及び主に公務員を対象とする ③ との2階建て構造になっていたが、K 年に ③ は ② に一本化された。近年では、少子高齢化の進行や人口の減少、財政赤字の進行等、社会的・経済的諸条件は制度発足当時から大きく変容し、保険料の納付率が低下する等、年金制度の課題は多い。

問9 文中の空欄 G ~ K に入るもっとも適切な数字を、ア～タから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| ア 1952 | イ 1961 | ウ 1965 | エ 1972 |
| オ 1980 | カ 1994 | キ 2001 | ク 2011 |
| ケ 2015 | コ 2017 | サ 18   | シ 20   |
| ス 40   | セ 60   | ソ 65   | タ 70   |

問10 文中の空欄 ① ~ ③ に入るもっとも適切な語句を、次の語群ア～クからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |        |          |        |
|--------|----------|--------|
| ア 厚生年金 | イ 国民年金基金 | ウ 老齢年金 |
| エ 共済年金 | オ 生協年金   | カ 国民年金 |
| キ 連帶年金 | ク 共済年金基金 |        |

問11 文中の下線部(3)賦課方式, (4)積立方式に関連する次の文章 a ~ d を読み,  
その内容に関する記述として正しい場合は「ア」を, 誤っている場合は「イ」を  
解答欄にマークせよ。

- a 賦課方式とは, 年金支給に必要な財源を, その時々の現役世代からの保  
険料収入でまかなう方式のことを指す。
- b 賦課方式の場合, 保険料は基本的に年金受給者と現役加入者の比率で決  
まるので, 人口構成の影響を受けやすい。
- c 積立方式とは, 将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を, 現  
役世代のうちに積み立てていく方式のことを指す。
- d 積立方式の場合, 想定を超えるインフレや賃金上昇があった場合も, そ  
の時点での現役加入者の保険料負担で実質的に価値のある年金を支給でき  
る。

## 政治・経済

[Ⅲ] 日本の予算・租税制度や財政の課題などについて述べた次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

[i]

国の歳入・歳出の予算は、内閣が編成し、国会に提出して国会で審議・議決さ  
<sup>(1)</sup>れると、政府の各省庁が執行する。このように、予算を国民の代表である国会を通じて議論し決定することで、政府に対して国民の意思を反映させることを  
A 主義という。国会に提出された予算案は、通常は年度開始前に成立し、  
本予算(別名は B 予算)となるが、成立がおくれる場合は、本予算成立までの経過措置として C 予算を組む。また、本予算成立後に経済情勢の変化などで、経済対策など追加の財政支出の必要性が生じる場合は、D 予算を組む。

[ii]

日本は第二次世界大戦後に、E 勧告に基づく税制改革により、直接税  
<sup>(2)</sup>中心の税制に改められた。これは F 的公平性の観点から支持された。しかし所得税を源泉徴収される給与所得者に対し、自営業者や農林水産業者は申告納税制度で、税務当局による所得の捕捉率が低いという G 的公平性の観点からの批判があった。望ましい租税の形についてはさまざまな見解があるが、  
E 勧告では公平、中立、H の三つの原則を満たす税制が望ましいとされた。

[iii]

1973年の第1次石油危機以降、経済成長率が低迷するようになると、税収  
<sup>(3)</sup>が伸び悩んだ。また、少子高齢化が進行し始め、社会保障財源などを安定的に確保することが必要となり、直間比率の見直し  
<sup>(4)</sup>が求められた。このため、1989年には税率 1 %の消費税  
<sup>(5)</sup>が導入された。  
<sup>(6)</sup>

[iv]

近年は景気対策の公共事業がおこなわれるなど、国債が増発されている。国の一般会計の歳入に占める国債発行額の割合を国債依存度というが、リーマンショック後の2009年度末においては 2 %と高い比率となった。国の普通国債残高は、2018年度末(見込み)で約 3 兆円である。

問1 文中の空欄 A ~ H にあてはまる語句としてもつとも適切なものを選択肢ア～ナから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| ア 国民民主 | イ 財政民主 | ウ 立憲民主 |
| エ 自由民主 | オ 租税法律 | カ 一次   |
| キ 二次   | ク 暫定   | ケ 当初   |
| コ 補正   | サ 臨時   | シ ドッジ  |
| ス シャベル | セ シャウプ | ソ ポーエン |
| タ 効率   | チ 垂直   | ツ 水平   |
| テ 簡素   | ト 公正   | ナ 厚生   |

問2 文中の空欄 1 ~ 3 にそれぞれあてはまる数字にもつとも近いものを選択肢ア～サから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| ア 900 | イ 700 | ウ 500 | エ 60 |
| オ 50  | カ 40  | キ 30  | ク 10 |
| ケ 5   | コ 3   | サ 1   |      |

## 政治・経済

問3 文中の下線部(1)国<sub>の</sub>歳入・歳出に関連する記述として誤っているものを選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 1934～36年度の一般会計の歳入に占める租税および印紙収入の割合の平均は、1965年度のそれの2倍以上である。
- イ 1965年度の一般会計の歳入に占める公債金の割合は、10%以下である。
- ウ 一般会計の歳出に占める公共事業関係費の割合を1970年度から2018年度までみると、その値は低下傾向にある。
- エ 歳出のなかで国債償還費や人件費など当然に支出する経費の割合が増加し、政策目標の実現が困難になることを財政の硬直化という。

問4 文中の下線部(2)直接税中心の税制に関連する記述として誤っているものを選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 租税は直接税と間接税に分けられ、納税者と担税者(実際の税負担者)が同一と想定されるものを直接税、両者が異なるものを間接税という。
- イ 地方税の事業税と固定資産税は直接税に分類されるが、軽油引取税と入湯税は間接税に分類される。
- ウ 2016年度においては、国税収入に占める直接税の割合よりも地方税収入に占める直接税の割合のほうが低い。
- エ 国税の直接税の中には累進課税方式の税が少なくとも三つ存在している。

問5 文中の下線部(3)税収に関連する以下のア～ウの記述のうち、正しいものには解答欄のaに、誤っているものには解答欄のbにそれぞれマークせよ。

- ア 2015年度の国と地方の財政を比較すると、国税収入は地方税収入よりも多いが、地方交付税などによる国から地方への財源移転後の歳出は国よりも地方の方が大きい。
- イ 所得税・法人税・消費税の合計は、経済成長の鈍化を反映して、2010年度以降は減少傾向にある。
- ウ 国債発行による収入を除いた税収などの歳入と、国債の元利払いを除いた歳出の差のことを基礎的財政収支(プライマリー・バランス)という。

問6 文中の下線部(4)社会保障財源に関連する記述として誤っているものを選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は「オ」を解答欄にマークせよ。

- ア 過去20年以上の間、年金や医療費などとして支給される社会保障給付費が、社会保険料収入を上回っている。
- イ 医療・年金・雇用保険の費用は、事業主と被保険者による保険料の拠出と、国と地方自治体の負担によって賄われている。
- ウ 2004年の公的年金改革では、基礎年金への国の負担を1/3から1/2に引き上げることとされた。
- エ 2012年の「社会保障と税の一体改革」では、社会保障の充実と財政健全化の両立をはかるため、消費税率を段階的に引き上げることとされた。

## 政治・経済

問7 文中の下線部(5)直間比率の見直しに関連して、1980年代に行われた見直しについての以下のア～ウの記述のうち、正しいものには解答欄のaに、誤っているものには解答欄のbにそれぞれマークせよ。

- ア 景気によって税収が大きく変動する直接税の割合を減らすような税制改革が行われた。
- イ 所得税の税率構造の簡素化が行われ、1986年には最高税率70%で15段階あった所得税率が1989年からは同50%で5段階となった。
- ウ 1970年代後半の国債依存度の高まりに対応するため、1980年代に法人税の基本税率は40%から45%を超える水準に引き上げられた。

問8 文中の下線部(6)消費税に関連する以下のア～ウの記述のうち、正しいものには解答欄のaに、誤っているものには解答欄のbにそれぞれマークせよ。

- ア 地方消費税は国税である消費税額を課税標準として課税され、都道府県、市町村に配分される。
- イ 売上高が一定額以下の業者は消費税が免税となるため、益税が問題となっている。
- ウ 低所得者ほど所得に占める消費税負担の割合が高くなることは、逆進性の問題と呼ばれる。

(白 紙)